

# 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書作成の注意事項

土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書の作成に当たり下記内容に注意して提出をお願いいたします。

## 1 提出書類（各2部）

- (1) 土地区画整理事業地区内建築行為等許可申請書
- (2) 土地区画整理事業地区内の建築行為等に関する誓約書
- (3) 仮換地指定通知書（写し可）又は仮換地証明書（写し可）（仮換地における行為の場合）
- (4) 敷地地番該当証明書（写し可）（仮換地における行為の場合）
- (5) 付近見取図（住宅地図等）
- (6) 設計図 ○配置図（S：1/50～1/600）  
○平面図（S：1/50～1/200）  
○縦横断面図（S：1/50～1/200）
- (7) 仮換地ブロック図（S：1/200～1/1000）（写し可）（仮換地における行為の場合）
- (8) （申請者と土地所有者が異なる場合）土地使用承諾書等（土地所有者の本人確認書類の写しを添付してください）

## 2 書類記入にあたっての注意事項

- (1) 書類の記載内容について確認する場合がありますので、申請者の電話番号は必ず記入してください。
- (2) 仮換地指定後における”建築行為等の場所”の欄には、仮換地と該当敷地地番の両方を記入してください。
- (3) 共有名義の土地で建築行為等を行う場合、土地使用承諾書には共有者全員の本人確認書類の写しが必要になります。

## 3 図面に関する注意事項

- (1) 配置図及び縦横断面図に、計画道路及び隣接境界線（仮換地境界線）と建築行為等される建物等との距離を明記してください。
- (2) 土留め、塀などは構造図（基礎形状、根入れがわかるもの）を添付してください。

## 4 その他注意事項等

- (1) ”土地使用承諾書等”とは土地使用承諾書の他、土地所有者と申請者の間で結ばれた賃貸借契約書や売買契約書のことを指し、そのいずれかを必要に応じ提出ください。
- (2) 境界（民地、道路）沿いに土留めなどの構造物を造る場合は、土地区画整理事業の工事完了後に確定杭（コンクリート杭）を設置するため、下記に示す幅を控えてください。

官民境界沿い：75mm以上

民民境界沿い：50mm以上

- (3) 仮換地証明書、敷地地番該当証明書は都市整備課で交付します。

なお、証明書の交付には手数料が必要となりますのでご了承ください。（各200円/1通）

《問い合わせ先》

北名古屋市 建設部 都市整備課（西庁舎2階）

電話番号 0568-22-1111